

○町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会設置要領

2023年9月1日

施行

いきいき生活部高齢者支援課

第1 設置

高齢者及び障がい者の虐待防止に関する施策の総合的な推進を図るため、町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第2 役割

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 高齢者及び障がい者の虐待防止に係る関係機関の連携協力体制の整備に関すること。
- (2) 高齢者及び障がい者の虐待防止に係る情報交換及び研修に関すること。
- (3) 高齢者及び障がい者の虐待防止に係る広報及び啓発活動の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3 組織

- 1 協議会は、委員18人以内をもって組織する。
- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は指名する。

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

第5 会長等

- 1 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 会議

1 協議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 守秘義務

協議会の委員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第8 庶務

協議会の庶務は、高齢者の虐待防止にあつてはいきいき生活部高齢者支援課、障がい者の虐待防止にあつては地域福祉部障がい福祉課において処理する。

第9 委任

この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年2月2日から施行する。ただし、改正後の第8及び別表（東京都薬剤師会町田支部の代表に係る部分を除く。）の規定は、2008年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2011年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2015年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2015年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2016年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、2017年12月1日から施行する。

2 この要綱による廃止前の次に掲げる要綱は、この要綱の施行の日以後においては、町田市要綱等取扱規程（平成28年11月町田市規程第12号）の規定により制定された要綱以外の内規文書とみなす。この場合において、当該要綱以外の内規文書とみなされたものの題名は、次の各号に掲げる要綱の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) から (7) まで 略

(8) 町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会設置要綱 町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会設置要領

附 則

この要領は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2023年9月1日から施行する。

別表（第3関係）

委員

町田市医師会の代表 1人

町田市歯科医師会の代表 1人

町田市薬剤師会の代表 1人

人権擁護委員 1人

弁護士 1人

司法書士 1人

町田警察署の代表 1人

南大沢警察署の代表 1人

町田市民生委員・児童委員協議会の代表 1人

町田市町内会・自治会連合会の代表 1人

町田市ケアマネジャー連絡会の代表 1人

町田市介護サービスネットワークの代表 1人

地域包括支援センターの代表 1人

町田市社会福祉協議会の代表 1人

障害福祉サービス事業者の代表 1人

障害相談支援事業者の代表 1人

町田市障がい者支援センターの代表 1人

町田公共職業安定所の代表 1人